

伊賀市医師等修学資金貸与条例をここに公布する。

令和5年9月29日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第34号

### 伊賀市医師等修学資金貸与条例

#### (目的)

第1条 この条例は、将来、伊賀市立上野総合市民病院（以下「市民病院」という。）において医師、看護師又は介護福祉士として勤務しようとする者に対し、大学又は看護師若しくは介護福祉士を養成する学校における医学等の修学に要する資金として伊賀市医師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、その者の修学を容易にし、もって市民病院における診療等に従事する医師等を確保することを目的とする。

#### (貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与の対象は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者であって、大学を卒業後、市民病院において2年間の臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受け、かつ、医師として市民病院の主たる診療科に勤務する意志を有しているもの
- (2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条各号、第20条各号又は第21条各号に規定する大学、学校又は養成所（以下「看護師学校」という。）に在学する者であって、看護師学校を卒業後、看護師として市民病院に勤務する意志を有しているもの
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設（以下「介護福祉士学校」という。）に在学する者であって、介護福祉士学校を卒業後、介護福祉士として市民病院に勤務する意志を有しているもの

- 2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けようとする者が同種の資金の貸与又は給付を受けていると市長が認める場合には、当該者は、修学資金の貸与の対象としない。

(貸与対象期間及び貸与方法)

第3条 修学資金の貸与の対象となる期間（以下「貸与対象期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者 大学に在学する期間（正規の修学期間に限る。）
  - (2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者 市長が第7条第1項の規定により修学資金の貸与を決定した日の属する月（以下この条において「決定月」という。）から看護師学校又は介護福祉士学校を修了するまでの期間（正規の修学期間に限る。）
- 2 決定月以後の月分の修学資金は、原則として毎月その月分を貸与するものとする。
  - 3 前条第1項第1号に該当する者の決定月前の月分の修学資金は、決定月分の修学資金と合わせて一括で貸与する。
  - 4 第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、決定月前の月分の修学資金は、その貸与を受けないことができる。
  - 5 修学資金の貸与は、無利息とする。

(貸与額)

第4条 貸与する修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する者 次に掲げる期間に応じそれぞれ次に定める額
  - ア 貸与対象期間のうち第1年次から第4年次までに在籍する期間 1月につき150,000円
  - イ 貸与対象期間のうち第5年次又は第6年次に在籍する期間 1月につき300,000円
- (2) 第2条第1項第2号に該当する者 貸与対象期間1月につき50,000円又は80,000円
- (3) 第2条第1項第3号に該当する者 貸与対象期間1月につき50,000円

(貸与の申請手続)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、書面により市長に申請しなければならない。

(保証人)

第6条 前条の規定による申請をする者は、保証人2人を立てなければならない。

2 前項の保証人(第8条において「連帯保証人」という。)は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して当該修学資金の返還に係る債務(以下「返還債務」という。)を負担しなければならない。

(貸与の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請を受理したときは、書類審査及び面接により修学資金の貸与の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により修学資金の貸与の可否を決定したときは、書面により通知するものとする。

3 第1項の規定による修学資金の貸与の決定を受けた者(以下「修学生」という。)は、医師若しくは看護師の免許又は介護福祉士の資格を取得した後に市民病院に勤務することその他別に定める事項について誓約しなければならない。

(届出)

第8条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実に関当した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 大学、看護師学校又は介護福祉士学校(以下「大学等」という。)を退学したとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。
- (4) 修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 大学等を休学し、又は大学等から停学の処分を受けたとき。
- (6) 大学等に復学したとき。
- (7) 大学等を卒業したとき。
- (8) 連帯保証人に氏名若しくは住所の変更又は死亡その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

(学業成績証明書等の提出)

第9条 修学生は、修学資金の貸与を受けている期間において、前学年度末における学業成績証明書及び在学証明書を毎年市長に提出しなければならない。

(貸与の中止)

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実の発生した日

の属する月から修学資金の貸与を中止するものとする。

- (1) 大学等を退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により修学資金の貸与の決定を受けたことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付の目的を達成する見込みがないと市長が認めたとき。

(貸与の停止及び保留)

第11条 修学生が大学等を休学し、又は大学等から停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの月分の修学資金は、貸与しない。この場合において、これらの月分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月分の修学資金として貸与されたものとみなす。

2 市長は、修学生が正当な理由なく第9条に規定する書類を提出しない場合は、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(借用証書)

第12条 修学生（修学生が第10条第2号に該当することとなったときは、その相続人）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与を受けた修学資金について借用証書を市長に提出しなければならない。

- (1) 大学等を卒業したとき。
- (2) 第10条の規定により修学資金の貸与を中止されたとき。

(返還)

第13条 修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日から修学資金の貸与を受けた月分の月数に相当する期間を経過するまでの間に貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。この場合において、当該被貸与者は、その該当することとなった日から起算して3月以内に修学資金返還明細書を市長に提出しなければならない。

- (1) 医師若しくは看護師の免許又は介護福祉士の資格を取得したとき（看護師の免許又は介護福祉士の資格を取得した後引き続き看護師学校又は介護福祉士学校に在学し

ている者にあつては、当該看護師学校又は介護福祉士学校を卒業したとき。)

(2) 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過する月までの間に医師若しくは看護師の免許又は介護福祉士の資格を取得しなかつたとき。

(3) 第10条の規定により修学資金の貸与を中止されたとき。

(返還の方法)

第14条 貸与を受けた修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払の方法によるものとする。ただし、繰上げ償還は、妨げない。

(返還の猶予)

第15条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該各号に定める期間、貸与した修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 卒業した後1年以内に医師の免許を取得し、その後引き続き市民病院で2年間の臨床研修を受けている者(修学生の責めに帰することができない理由により、市民病院以外の病院で2年間の臨床研修を受けている者を含む。) 当該臨床研修の期間

(2) 前号に該当した者であつて、当該臨床研修の後引き続き市民病院の医師(常時勤務を要する医師に限る。)として在職するもの 当該医師として在職する期間

(3) 看護師学校を卒業する前又は卒業した後1年以内に看護師の免許を取得し、その後引き続き市民病院の看護師(常時勤務を要する看護師に限る。)として在職する者 当該看護師として在職する期間

(4) 介護福祉士学校を卒業する前又は卒業した後1年以内に介護福祉士の資格を取得し、その後引き続き市民病院の介護福祉士(常時勤務を要する介護福祉士に限る。)として在職する者 当該介護福祉士として在職する期間

(5) 災害、疾病その他やむを得ない理由により貸与した修学資金を返還することが困難であると市長が認める者 当該理由が継続する期間

(返還の全部免除)

第16条 市長は、前条の規定による返還の猶予を受ける者(同条第5号に該当することにより返還の猶予を受ける者を除く。次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務の全部を免除することができる。

(1) 前条の規定による返還の猶予を受けた期間(同条第1号に規定する期間及び産前休暇、産後休暇、育児休業、疾病、災害その他の理由により業務に従事しなかつた期間を除く。次条において同じ。)が当該者が修学資金の貸与を受けた月分の月数に相当す

る期間（前条第3号に該当する者のうち第4条第2号に規定する80,000円の修学資金の貸与を受けたものにあつては、修学資金の貸与を受けた月分の月数の2分の3に相当する期間）に至ったとき。

(2) 死亡し、又は市民病院における業務に起因する心身の故障のため前条第1号から第4号までに掲げる者に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(返還の一部免除)

第17条 市長は、第15条の規定による返還の猶予を受ける者が前条の規定による返還債務の全部の免除を受けるまでの間に第15条第2号から第4号までに掲げる者に該当しなくなったときは、返還債務のうち、同条の規定による返還の猶予を受けた期間の月数を修学資金の貸与を受けた月分の月数（同条第3号に該当する者のうち第4条第2号に規定する80,000円の修学資金の貸与を受けたものにあつては、修学資金の貸与を受けた月分の月数に2分の3を乗じた数）で除した数を修学資金の返還債務の額に乗じて得た額を免除することができる。

(延滞利息)

第18条 第13条の規定により修学資金の返還を要する者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定により延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月29日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市条例第35号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表防疫作業等従事手当の部を次のように改める。

防疫作業等従事手当	(1) 感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の消毒、処理作業に従事したとき（(3)に該当するときを除く。）。	日額	500円
	(2) 病原体を有する家畜又はその疑いのある家畜等に対する防疫又は処理作業に従事したとき。		500円
	(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項から第9項までに規定する感染症又は市長がこれらに相当すると認める感染症に対処するため、規則で定める業務に従事したとき。		4,000円を超えない範囲内において規則で定める額

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和5年9月29日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第36号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第22号)  
の一部を次のように改正する。

別表第1中「伊賀支所」を「消防署東分署前」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から  
施行する。



伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月29日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第37号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成17年伊賀市条例第60号）の  
一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月29日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第38号

### 岩倉峡公園キャンプ場条例の一部を改正する条例

岩倉峡公園キャンプ場条例（平成16年伊賀市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第3条中「岩倉峡公園キャンプ場」を「キャンプ場」に改める。

第4条第1項中「開設」を「開設期間」に、「3月15日から12月15日」を「3月1日から12月28日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、12月28日は、次項第1号又は第2号に掲げる区分による使用に限る。

第4条第2項を次のように改める。

2 キャンプ場を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) バーベキュー場昼 午前10時から午後3時30分まで

(2) バーベキュー場夜 午後4時30分から午後9時まで

(3) 宿泊キャンプ場及びオートキャンプ場 次条第1項の許可を受けた期間の初日の午後1時から末日の午前10時まで

第4条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項の規定」に、「使用できる時間等」を「使用時間」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「同様」を「、同様」に改め、同条第2項第4号中「学校の行事等で」を削り、「特に」の次に「必要と」を加え、同条第3項中「許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加え、「つける」を「付する」に改め、同条第4項中「使用を許可された者」を「使用許可を受けた者」に、「使用しないこととなった」を「当該使用許可を受けた使用を取り消そうとする」に改める。

第6条第1項中「別表に定める利用料金を」を「キャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める期日までに」に改め、同条中第2項を第3項とし、

第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第1項中「入場料」を「利用料金」に改め、同項第1号中「又は公共団体」を削り、同項第2号中「その他指定管理者が」を「前号に掲げる場合のほか、規則で定める」に、「認め」を「認める」に改める。

第8条中「許可」を「使用許可」に、「ため」を「目的」に、「使用の」を「当該使用の」に、「貸し」を「貸与し」に改める。

第9条第1項中「使用許可の」を「第5条第3項の規定により付した」に、「若しくは」を「使用許可をした」に改め、同項第3号中「該当する」の次に「ことが判明した」を加え、同項第5号中「その他キャンプ場」を「前各号に掲げる場合のほか、キャンプ場」に改め、「必要がある」の次に「と認める」を加える。

第12条第4号中「その他キャンプ場」を「前3号に掲げるもののほか、キャンプ場」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	単位	利用料金	備考
バーベキュー場昼	1人につき	大人 1,000円 小人 500円	
バーベキュー場夜	1人につき	大人 1,000円 小人 500円	
宿泊キャンプ場	1人1泊につき	大人 1,500円 小人 800円	1区画1泊につき、 2,000円を上限として加算する。
オートキャンプ場	1人1泊につき	大人 1,500円	1区画1泊につき、

		小人 800円	3,000円を上限として加算する。
--	--	---------	-------------------

備考

- 1 大人は高校生以上、小人は小学生以上中学生以下とする。
- 2 小学校就学前の幼児については、利用料金を徴収しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条を削り、第14条を第13条とする改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者は、前項本文の規定による施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例（以下「新条例」という。）第4条第3項又は第6条第2項の規定による市長の承認を得ることができる。

(経過措置)

- 3 施行日前から引き続き使用する場合の施行日以後の岩倉峡公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用料金については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後のキャンプ場の使用について、施行日前にこの条例による改正前の岩倉峡公園キャンプ場条例の規定により納付されたキャンプ場の利用に係る料金は、新条例の規定による納付の内払とみなす。

伊賀市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月29日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第39号

### 伊賀市火災予防条例の一部を改正する条例

伊賀市火災予防条例（平成16年伊賀市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りではない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧」を「コネクターが電気自動車等に接続され、電圧」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者

が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項中「それぞれ次の」を「当該」に改め、同項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

## 別表第7 削除

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の伊賀市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。